

悪質な商法にご注意を

最近、水道職員を装ったり、市から依頼を受けた業者であると偽って、市民の皆さんのご自宅に訪問する者がいます。市では、次のようなことは行っていません。ご注意ください。

●「水道使用水量等のお知らせ」票でお金をいただくこと

●有効期限切れのメーターを交換して、お金をいただくこと

●お客さまからの要請のない水質検査をして、お金をいただくこと

●突然訪問して、簡単な水質検査を行った後に、浄水器の販売・軒旋や水道管の配管工事契約を行うこと



水道料金などは口座振替で

水道料金などのお支払いに口座振替をご利用いただきますと、手間がかからず大変便利です。ぜひ、おすすめてします。

○ご利用できる金融機関

蒲郡市内に本支店のある金融機関および全国の郵便局です。

○振替日

検針月の翌月13日ですが、振替できないときは、28日に再振替を行います。(土・日・祝日のときは、翌日)

○手続場所

金融機関および郵便局(申込用紙は、金融機関にあります)

○持参するもの

通帳および通帳印

水道メーターをチェックしましょう

時々、水道メーターをチェックしてみましよう。蛇口が全部締まっているのに、メーターのパイロット(五角形の歯車など)が回っている場合は、漏水の可能性があります。

その場合は、水道業者にご相談

ください。

新しく水道を使用したいときには

家庭内に水道が引かれていない場合、給水装置工事の申し込みが必要です。蒲郡市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。皆さんに代わり、工事の施工に必要な書類を作成し、手続きを行います。

・家庭の水道設備(屋内配管)工事
・道路に埋設してある水道本管から家庭までの給水管引込工事

新しく水道を引くときのほかに、

次の場合も蒲郡市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。

・メーターの口径を大きくするとき

・水栓数を増減するとき

・水道設備を撤去するとき

工事の費用負担は

給水装置工事その他水道設備に関する工事費は、皆さんの負担となります。

工事費は、使われる材料の大きさなどによって異なります。詳しくは、蒲郡市指定給水装置工事事業者へお尋ねください。

貯水槽水道の適切な管理をしてください

受水槽以降の水質管理については、設置者の責任において管理することになっています。

・受水槽、高置水槽は、1年以内に1回定期的に清掃をしてください。

・水槽の周辺などを点検し、異常のないことを確認してください。

・いつも、水の色や臭い、味などに注意して、異常があれば必要な水質検査をしましょう。

ポスター展のご案内



水道週間ポスターの優秀作品を展示します。ぜひ、ご覧ください。

とき

5月31日(土)～6月6日(金)

ところ

市立図書館展示コーナー